

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

福島県企業立地活性化促進戦略

～企業立地促進による活力ある県づくり～

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県

## 3 地域再生計画の区域

福島県の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (背景)

日本経済は、輸出と民間設備投資に支えられた景気回復が続いてきたが、最近のサブプライムローン問題に端を発した金融不安のほか、原油・原材料価格の高騰などによって個人消費や企業の設備投資が落ち込んできている。

本県経済も生産活動が堅調に推移し、雇用も改善基調を維持するなど、回復の動きが続けてきたものの、実感としてはまだまだとの声が多く、業種や企業規模、地域でばらつきが見られ、特に中小企業においては景気回復が実感できるものとなっていないのが実情であり、さらに、原油・原材料価格の高騰などによって県内景気の減速感は強まってきている。

こうした景気動向に加え、地域経済を取り巻く環境は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化等により大きな転換期を迎えている。さらに、これまでは、公共事業政策、農林水産業対策などが展開され、地域経営を支えてきたが、今後、国・地方の財政制約が高まることが予測され、このまま手をこまねいていけば中央との格差がますます拡大することが懸念され、産業とりわけ製造業の一層の集積による地域経済の活性化が極めて重要になってきている。

また、人口は活力ある地域社会の基本であるが、本県の人口は平成10年をピークに減少傾向が続いており、その減少幅も近年拡大傾向にある。平成18年には自然・社会減併せて11,175人の減となり、社会減が7,964人と減少の7割を占め、年代別でみると15～24歳の若年層が6,197人と全体の5割強を占めている。さらに、新規高卒者の県内就職率は、平成16年度までは漸増傾向にあったが、平成17年度には前年度比マイナス2.7ポイントの80.9%と減少に転じた。

このため、特に若年者層に対する雇用の場の確保が喫緊の課題となっている。

### (現状)

県は、持続的自立的な発展を生み出す厚みのある産業基盤の形成に向け、平成18年1月に本県商工労働行政の総合的な指針である「うつくしま産業プラン21」の重点施策を見直し、諸施策の一層の推進に努めている。

また、平成18年11月に県政基本方針の一つの柱として「地域の特色を生かした活力ある県づくり」を掲げ、特に企業誘致や地域産業の育成・強化による産業振興とそれを支える人材の育成に取り組んでいる。平成19年5月には、新たに知事を本部長とする「福島県企業誘致・立地企業振興対策本部」を立ち上げ、積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、既に県内に立地した企業へのフォローアップの強化を図り、本県での継続的な事業展開や再投資の促進を図っている。

さらに、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連や半導体関連産業は今後も成長が見込まれ、幅広い経済波及効果が期待できる分野であり、産業の集積に戦略的に取り組んでいるところである。

**(目標)**

若年者層の雇用の場を確保しつつ、本県経済を活性化させるためには企業誘致を積極的に展開し産業の集積を促進させるとともに、立地企業を受け入れる本県産業基盤としての中小企業及びそれを支える人材育成の強化を図る必要がある。

これらのことから、企業立地促進を核とした本県産業活性化の推進のため、本計画を策定することとする。具体的には地域の強みを生かした戦略的な企業誘致促進、本県経済や雇用の担い手として自立した活力ある中小企業の育成支援、本県産業を担う人材の育成確保に積極的に取り組み、本県の豊かな個性と魅力を最大限に引き出し、多様性と創造性にあふれた活力ある県づくりを行うことを目標とする。

指標名	指標の内容	目標値 (22年度)
①工場立地件数	福島県工業開発条例に基づく敷地面積1,000㎡以上の工場の新・増設に係る届出件数。	100 件 (毎年)
②県の支援による医療・福祉関連の企業創出等数	県の支援により創業・新規進出・新分野進出した企業の数。	35 社
③大学発ベンチャー企業数	大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー企業数及び大学と関連の深いベンチャー企業数の累計。	30 社
※ ④経営革新計画実行中の企業数	毎年度末における経営革新計画実行中の企業数。	80 社
⑤新規高卒者の県内就職率	新規高卒者県内就職者数÷新規高卒者就職者数×100 (H17年度実績：80.9%)	90.00 %

※ 経営革新計画

「中小企業新事業活動促進法」に基づくものであり、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることを目的として策定した計画。県等の承認を受けることにより様々な支援を利用することが可能となる。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

企業立地促進を核とした本県産業活性化を図り、多様性と創造性にあふれた活力ある県づくりを行うため、積極的な企業誘致による産業集積を促進するとともに、その受入基盤である中小企業の育成及びものづくり人材の育成・確保を図る。

- (1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進
- (2) 活力ある中小企業の育成
- (3) ものづくり人材育成・確保対策

#### (1) 戦略的な企業誘致と産業集積促進

##### ア 企業立地促進対策

先端産業分野を中心に国内への投資回帰の動きの中、海外を含めた地域間の企業誘致競争が激化しており、本県としても地域特性を生かした企業立地の促進が求められている。

このため、市町村等との連携を一層強化し、誘致対象業種の重点化(※)を図るとともに、高速道路、福島空港、小名浜港、相馬港など交通ネットワークや、地震等の災害が少なく、良質な水環境、治安の良さなどを含め「安全・安心」な立地環境など本県の優位性を効果的に情報発信しながら、インセンティブの整備、立地手続きのワンストップサービス化の推進など、積極的な企業誘致活動を展開し、本県への企業立地の拡大を目指すこととする。

また、立地企業の満足度向上が、本県での継続的な事業展開や新たな企業誘致にも繋がることから、訪問活動を強化し、聴取した要望などへの迅速かつきめ細かい対応を推進する。

さらに、生産コストの縮減、フレキシブルな製品の供給等は立地企業を促進する上で重要なファクターなので、地域企業が立地企業の要求する技術レベルを習得するための支援を行い、受注の確保につなげ、立地企業の安定的な部品調達というニーズを満たすこうした取組を通じて相互の技術力向上を図り、立地企業と地域企業相互の連携を強化する。

##### ※重点誘致対象業種

- 研究開発型企业、研究所
- 電子部品・デバイス、輸送用機械関連企業
- 情報通信、医療・福祉、環境、新製造技術関連企業
- 食品、住宅関連企業
- 既立地企業の関連企業
- ソフトウェア等産業支援サービス業、生産物流企業、外資系企業等

##### (施策の展開方向)

- ① 戦略的な企業誘致活動の展開
- ② 立地企業へのフォローアップ強化
- ③ 立地企業と地域企業との連携強化

##### イ 産業集積促進対策

本県では、これまで医療福祉機器分野を中心に成長産業育成のための研究開発を重点的に支援するとともに、大学等の知的資源を生かした新技術の開発や成長産業の誘致を進めてきており、過去には構造改革特区の認定を受ける等、外国人研究員の誘致にも取り組んでいる。

こうした取組を通じ、付加価値の高い技術・製品開発が徐々に進展してきたものの、基礎素材から加工組立まで厚みのあるものづくり産業の集積や、大学等の最先端のポテンシャルを十分生かしているとはいえず、力強さを欠く状況にある。中国の隆盛など海外の激しい

追い上げにあう中で、加工組立産業を中核とする本県のものづくり産業が中長期にわたって活力を維持していくためには、熟練技術の蓄積をもつ中小企業と知の蓄積を持つ大学、試験研究機関等が連携し、技術の琢磨、実用化、ビジネスモデルの構築を進めるなど、ターゲットを絞った「ふくしま」独自の産業クラスター戦略を展開する必要がある。

このため、企業間のネットワークを構築し、その連携を図るとともに、大学や試験研究機関との連携強化による産業集積や知的資源の蓄積、市場・雇用の成長性や県民ニーズ、国等のプロジェクトとの相乗効果等を踏まえ、医療・福祉、環境、IT、新製造技術（輸送用機械関連産業、半導体関連産業）、食品、地域ビジネスの6分野を重点分野とし、持続的発展が可能な産業クラスターの創出を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 新事業支援体制の機能強化
- ② 産業クラスターの核となる産学官ネットワークの強化
- ③ 産業クラスター形成促進のための支援強化

## (2) 活力ある中小企業の育成

### ア 中小企業・ベンチャー支援対策

経済・社会環境の構造的変化の中で、顧客志向の商品・サービスづくり、高品質化・短納期、低コストの実現、市場の成熟化に伴う新たな事業開拓、経営・財務体質の強化など中小企業が抱える課題は複雑化してきており、自らの経営資源を生かしながら環境変化に対応した柔軟かつ持続可能な経営への転換に取り組んでいくことが求められている。また、規制緩和など構造改革の進展や成熟社会への移行が進む中、多様化するニーズに対応し、地域経済に新たな活力を生み出す成長産業や新分野事業の創出が求められている。

このため、こうした環境変化に対応し経営資源の充実・強化に取り組む中小企業を積極的に支援するとともに、新たな活力として期待されるベンチャーの育成を支援し、地域経済や雇用の担い手として自立した活力ある中小企業・ベンチャーの輩出とその育成を目指すこととする。

また、本県には全国有数の生産量を誇る農林水産物をはじめ、歴史に培われた伝統工芸品や、多様な鉱工業品及び技術、豊かな自然や数々の温泉等の観光資源といった特色ある地域資源が多数存在しており、国、市町村、商工関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら、商品開発やその販路開拓・拡大に取り組む中小企業を積極的に支援し、新たな地域産業の創出、発展を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 中小企業・ベンチャーへの支援充実
- ② 中小企業を支える制度資金の充実・強化
- ③ 地域資源を生かした中小企業の取り組みへの支援

### イ 技術力強化・知的財産対策

知識社会、成熟社会において、今後ますます技術力等の知的資産を巡るグローバルな市場競争が激化する中、高度化するニーズに対応できる技術力の向上が重要となっており、また、そうした技術力を支える知的財産の保護、活用について企業の戦略的行動が求められている。

このため、本県中小企業の技術力・商品開発力の強化を図るとともに、中小企業における知的財産を適切に保護・活用する為の人材育成や中小企業の知的財産戦略への支援を行い、付加価値の高い、国際競争力のある産業が活発に展開する「知的財産立県ふくしま」の実現を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 革新的な技術の創造と新事業の創出への支援

## ② 中小企業の知的財産戦略への支援

### (3) ものづくり人材育成・確保対策

#### ア ものづくり人材育成対策

人口減少社会の到来により本県の活力を維持していくためには、働く者一人ひとりがその能力を高め、十分発揮することにより労働生産性を高めていくことが必要であり、今まで以上に職業能力開発に取り組んでいくことが重要となっている。また、2007年問題、激しさを増す国際競争に対応していくためには、次代を担う人材に着実に技能・技術を継承することが喫緊の課題となっており、さらには厳しさを続ける経営環境等により、企業内での職業訓練機能が低下している反面、即戦力となる高度な技能・技術力を持つ人材が求められている。

このため、産業界と教育機関等が連携し、経営、技術等さまざまな分野において、産業の高度化、事業の高付加価値化や新分野への進出等を担う高度で専門的な知識や技術を有する産業人の育成を図るとともに、優れた熟練技能の維持・向上に向けた職業能力開発の推進を図るなど、本県のものづくり産業を支える人材の育成確保に積極的に取り組むこととする。

(施策の展開方向)

- ① 人材育成施設の整備充実
- ② 在職者への職業能力開発支援
- ③ 産学官連携による職業能力開発促進

#### イ 若年者等への就業支援対策

近年、雇用情勢は改善基調にあるものの、若年者を取り巻く状況は依然厳しく、フリーターと呼ばれる不安定就労者やニートと呼ばれる若年無業者が多数存在するなど、若年者の就業確保が本県産業を維持発展させる上での極めて重要かつ喫緊の課題となっている。

このため、行政と産業界が一体となって若年者の就業を支援し、若年者が働く意欲を持って活躍できる雇用の実現を目指すこととする。

(施策の展開方向)

- ① 若年者等の就職促進
- ② 実践的職業訓練の実施

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 地域再生支援利子補給金

#### (1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

名称 地域再生支援利子補給金

#### (2) 支援措置を受けることができる地域再生支援貸付事業

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が、地域再生法施行規則第6条で規定する事業に該当し、かつ以下の投資を本県内において行う者に対して行う資金の貸付事業とする。

- ① 重点誘致対象業種に係る新規立地事業者の投資
- ② 既存立地企業の継続的な事業展開に伴う投資及び再投資
- ③ 交通ネットワーク整備等県内企業立地環境の向上に資する投資
- ④ 立地企業と地域企業相互の連携強化に資する投資
- ⑤ 重点6分野（医療・福祉、環境、IT、新製造技術〔輸送用機械関連産業、半導体関連産業〕、食品、地域ビジネス）における新産業創出・活性化に資する事業
- ⑥ ものづくり産業に属する者のうち、在職者への職業能力開発支援、若年者等の就

- 職促進、実践的職業訓練等を行っていると思われる者が行う投資  
⑦ その他本県の当該地域再生計画の趣旨に合致していると思われる投資

(3) 地域再生法施行規則第6条に定める事業種別

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③ 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業
- ④ 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第2条第2項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業
- ⑤ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
- ⑥ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

(4) 地域再生支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

地域再生法第12条第1項の規定に基づく地域再生協議会となる「福島県企業立地活性化促進戦略協議会」の構成員である株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、株式会社秋田銀行、株式会社みずほ銀行、福島信用金庫、二本松信用金庫、須賀川信用金庫、あぶくま信用金庫、福島県商工信用組合、会津商工信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫（平成20年10月1日から株式会社商工組合中央金庫）、日本政策投資銀行（平成20年10月1日から株式会社日本政策投資銀行）

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の経済的社会的効果等

企業誘致等に伴う県内雇用基盤の維持・創出を図るものであり、利子補給金給付対象事業を年間10件、雇用維持・創出効果は86名/年を想定する。

- ※ ・本県の1事業所あたりの従業者数8.6人  
（平成18年度事業所・企業統計調査[総務省]、民営事業所・従業者数）  
・支援措置は1金融機関が約1年間で2件と想定  
（平成19年11月から現在までの支援実績は3件）  
・支援措置を行うことができる指定金融機関数は5と想定  
よって、8.6人×2件×5金融機関＝86人

### 5-3 その他の事業

#### 支援措置によらない独自の取り組み

(1) 企業誘致・立地企業振興対策本部による企業誘致等推進

戦略的な企業誘致の推進と立地企業の振興を図るため県企業誘致・立地企業振興対策本部を設置し、トップセールスによる積極的な企業誘致活動を行うとともに、県への意見や要望聞き取りのための訪問活動を行い立地企業へのフォローアップの強化を行う。

(2) 県産学官連携推進会議による産業集積推進

ふくしま型産業クラスターの形成を図るため、県内における産業界、大学、行政等が集まり、情報交換等交流を行い、本県が目指すふくしま型産業クラスターの芽となる多様な研究会の立ち上げを促進するとともに、産学官の交流から共同研究、事業化まで一体的な支援を行う。

(3) 中小企業支援センターによる中小企業者への総合支援

中小企業支援センターに中小企業者等の抱える経営課題を解決するため窓口専門スタッフを配置し、課題解決に向けた相談対応を行うとともに、創業や経営に関する支援情報やセミナーの開催など中小企業者等が必要とする幅広い情報提供等を行う。

(4) ハイテクプラザによる研究開発・技術移転の推進

ハイテクプラザ（県試験研究機関）の研究成果の普及や技術支援・相談事業等の実施とともに大学、他の公設試験研究機関、民間企業等と連携した共同研究等を進め、研究開発・技術移転の推進を行う。

(5) 産学官連携や県立高等技術専門校の高度化による人材育成確保

産学官連携による先端分野に対応した実践的研修の実施や、県立高等技術専門校の短期大学校化と学科の再編整備により、急激な技術革新に対応できる高度な知識・技術を備えたものづくり人材の育成を図る。

(5) 地域企業と連携した若年者への職業訓練実施

フリーター等不安定就労者の安定した雇用を推進するため、高等技術専門校や民間教育訓練施設での学科や実技と企業実習を組み合わせた教育訓練等を行う。

## 6 計画期間

認定の日から平成23年3月末

ただし、地域再生支援利子補給金に係る期間については、認定の日から平成23年3月31日までに締結した利子補給契約の終了日まで。

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標については、県自らが毎年度行う施策評価等において、その達成状況を調査、評価し、改善すべき事項の検討を行う。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

## 9 添付書類

- ・ 計画概要
- ・ 地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
- ・ 地域再生計画の工程表